

電波監理審議会（第1144回）議事録

1 日時

令和7年6月23日（月）10：00～11：26

2 場所

Web会議による開催

3 出席者（敬称略）

(1) 電波監理審議会委員

笹瀬 巖（会長）、大久保 哲夫（会長代理）、長田 三紀、西村 暢史、
矢嶋 雅子

(2) 審理官

古賀 康之、三村 義幸

(3) 総務省

（情報流通行政局）

豊嶋 基暢（情報流通行政局長）、赤阪 晋介（大臣官房審議官）、
佐伯 宜昭（放送政策課長）、村上 聡（放送技術課長）

（総合通信基盤局）

湯本 博信（総合通信基盤局長）、荻原 直彦（電波部長）、
吉田 恭子（総務課長）、中村 裕治（電波政策課長）、
中川 拓哉（重要無線室長）、小川 裕之（移動通信課長）、
佐藤 輝彦（移動通信企画官）

(4) 幹事

松田 知明（総合通信基盤局総務課課長補佐）（電波監理審議会幹事）
柏崎 幹夫（総合通信基盤局総務課課長補佐）（有効利用評価部会幹事）

4 目次

(1) 開 会	1
(2) 諮問事項（情報流通行政局・総合通信基盤局）	
① 株式会社福岡放送及び株式会社日経ラジオ社所属基幹放送局の業務管理体制の変更の許可（基幹放送局（特定地上基幹放送局）の新たな業務委託の開始）（諮問第16号）	1
② 電波法施行規則及び無線局免許手続規則の一部を改正する省令案等（携帯電話基地局等の無線局免許手続の迅速化・効率化に係る関係規定の整備）（諮問第17号）	8
(3) 審議事項（有効利用評価部会）	
① 令和6年度電波の利用状況調査（各種無線システム：714MHz以下の周波数帯）に係る電波の有効利用の程度の評価結果案	14
② 令和6年度電波の利用状況調査（公共業務用無線局）に係る電波の有効利用の程度の評価結果案	21
(4) 付議事項（事務局）	
審査請求人所属アマチュア局の変更申請に対する拒否処分に係る審査請求に係る審理官の忌避の申立て（付議第1号関係）	27
(5) 閉 会	38

開 会

○笹瀬会長 おはようございます。

それでは、ただいまから電波監理審議会を開会いたします。本日の6月期の会議につきましては、委員各自のスケジュール等の状況を踏まえまして、電波監理審議会決定第6号第5項のただし書に基づきまして、委員全員がウェブによる参加とさせていただきます。

本日の議題は、お手元の資料のとおり、諮問事項2件、審議事項2件、付議事項1件となっております。

それでは議事を開始いたしますので、情報流通行政局の職員の方に入室するよう、よろしくお願いいたします。

(情報流通行政局職員入室)

諮問事項（情報流通行政局）

(1) 株式会社福岡放送及び株式会社日経ラジオ社所属基幹放送局の業務管理体制の変更の許可（基幹放送局（特定地上基幹放送局）の新たな業務委託の開始）（諮問第16号）

○笹瀬会長 それでは議事を開始いたします。

まず、最初に、諮問第16号「株式会社福岡放送及び株式会社日経ラジオ社所属基幹放送局の業務管理体制の変更の許可（基幹放送局（特定地上基幹放送局）の新たな業務委託の開始）」につきまして、村上放送技術課長から御説明よ

ろしくお願いいたします。

○村上放送技術課長 おはようございます。

それでは諮問16号、説明資料に基づきまして御説明をさせていただきたいと思えます。

今、会長から御紹介いただきましたとおり、今回の諮問の案件ですけれども、株式会社福岡放送及び株式会社日経ラジオ社所属の基幹放送局における電気通信設備の運用に係る業務管理体制の変更申請ということでございます。

諮問の概要でございます。令和5年に施行されました放送法及び電波法の一部を改正する法律によりまして、今後、放送事業における外部利用が進むということで、クラウドも想定したものでございますが、こうしたものの委託、それから他者の設備利用といったものが一層進むことが想定されることから、基幹放送の安定的な提供を確保するため、委託先を含めた基幹放送の業務に用いられる電気通信設備等の運用のための業務管理体制の構築、維持を求める規定を追加したところでございます。これによりまして、免許期間中における放送業務に用いられる電気通信設備の変更と同様、その維持、運用に係る業務管理体制の変更につきましても、総務大臣の許可を要することとなったところでございます。

この規定に従いまして、今般、福岡放送、それから日経ラジオ社より、同社の基幹放送業務に用いられる電気通信設備の運用の一部を他人に委託しようとすることから、関係規定に基づきまして変更申請がなされたところでございます。

本2件の変更申請につきましては、総務大臣が処分するに当たりまして、電波監理審議会への諮問事項とされていることから、今般、諮問させていただいたということでございます。

2番目の変更申請の概要でございます。まずは福岡放送でございますが、現

在、人材派遣により派遣された人員も含め、免許人が自ら実施している電気通信設備、番組送出設備の運用監視、それから一部の保守業務を、新たに業務委託により、外部の事業者が実施するよう変更するものでございます。

日経ラジオ社につきましては、今般、新たに番組送出設備、それから送信設備の夜間及び早朝の運用監視業務を、業務委託により、外部の事業者が実施するように追加するものということでございます。

3番の審査の結果の概要でございますが、本2件の変更申請につきまして、設備等維持のための業務管理体制に関する基準というのがございます。これに適合しているか否かにつきまして審査を行った結果、いずれの申請につきましても当該基準に適合しており、許可することが適当であると我々としては判断しているところでございます。

4番目、今後の予定でございますが、電波監理審議会より、本2件の変更申請に対する許可が適当である旨の答申をいただけた場合には、早急に同社に対しまして変更の許可を行う予定としております。

2ページ目を御覧ください。関連の規定を整理させていただいております。

免許申請のほか、変更申請におきましても、電気通信設備の一部を構成する設備の運用を他人に委託しようとする場合にあっては、その設備の概要、委託先の氏名、名称等につきまして、あらかじめ総務大臣の許可を受けなければならないとされております。

先ほど申し上げました設備等の維持のための業務管理体制の基準でございますが、4点ございまして、そのうち最初の3点が基幹放送事業者自身に対するものでございます。

1点目が、実施体制の整備ということで、設備等の維持業務を確実に実施することができる体制を整備しなければならないとされております。

2点目が、規程の整備としまして、業務を確実に実施するため、規程を定め、

当該規程で定めるところにより、設備等維持業務を実施しなければならないとされております。

3点目が、実務経験等の能力ということで、業務の実施状況を監督する責任者、それから設備等の維持業務に従事する者につきましては、業務を確実に実施することができる実務経験等を有していなければならないとされております。

4点目が、委託先に対する措置ということでございまして、そのうちの1つ目でございますが、委託先の業務を確実に実施することができる能力を有する者に委託するための措置を講ずることが求められております。

2つ目といたしまして、維持業務の実施状況を定期的または必要に応じて確認することにより、業務を確実に実施しているか否かを検証し、必要に応じて改善させること、その他委託先に対する必要かつ適切な監督を行うための措置を講ずることが求められております。

3つ目でございますが、業務を適切に行うことができない事態が生じた場合、または当該設備等の維持業務の確実な運営を確保するために必要とある場合には、業務の委託に係る契約の変更または解除をすること等、必要な措置を講ずることが求められるということでございます。

3ページ目でございます。今回の放送業務に用いられる電気通信設備の適合維持義務、または業務管理体制の整備につきましては、赤点線の枠内で書かれている部分が、今回想定している対象と範囲ということになります。

具体的に、福岡放送について見ていきたいと思います。4ページ目でございます。福岡放送が業務委託をする範囲としておりますのが、番組送出設備でございます。この番組送出設備の運用監視、それから一部の保守業務を今回新たに業務委託により実施しようというものでございます。

5ページ目でございます。具体的な委託先でございますが、A社ということで、【電波監理審議会決定第2号に基づき、内容の公表を控えます。】。

6 ページ目を御覧いただきたいと思います。では、実際に基準に照らしたときの審査結果でございます。

まずは実施体制でございますが、業務を確実に実施することができる体制として、平常時、それから災害発生時の緊急時の運用、放送設備の損壊等が発生した際における的確な対応の実施について、連絡系統、責任者、業務分担、要員の配置が委託先を含む全体として明確化されており、基準に適合していると判断しております。

規程につきましても、番組送出設備の運用監視、保守業務に係る外部委託要領が整備されており、こちらも基準に適合しているとしております。

実務経験等の能力につきましては、委託先の A 社は、【電波監理審議会決定第 2 号に基づき、内容の公表を控えます。】こちらも関係規定を満足している、としております。

それから、業務委託先の関係でございますが、繰り返しになりますが、委託先の A 社におきましては、【電波監理審議会決定第 2 号に基づき、内容の公表を控えます。】。

2 つ目でございますが、契約書におきまして、当該設備の運用を確実に実施することを定期的に確認及び検証し、不適切な場合には必要に応じて改善命令を行うことができることとしております。

また、契約書におきまして、必要に応じて契約の変更または解除を行うことも明確化しているということで、いずれにつきましても、基準に適合していると判断しております。

7 ページ目でございます。具体的な A 社の概要でございます。

先ほど申し上げましたとおり、【電波監理審議会決定第 2 号に基づき、内容の公表を控えます。】ということでございます。

続きまして、日経ラジオのほうに移らせていただきたいと思います。8 ペー

ジ目でございます。

こちらの委託先、委託業務でございますが、番組送出設備、それから送信設備の監視用設備、これらにつきまして、夜間及び早朝の遠隔による運用監視というものを行いたいというものでございます。

次のページを御覧ください。9ページ目でございます。委託先といたしましては、B社ということで、東京にある設備を、B社が遠隔監視をするというものでございます。

御承知のように日経ラジオにつきましては、短波放送でございますので、深夜あるいは早朝放送が休止している時間がございます。この間の効率化を図るということで、B社に業務を委託すると聞いております。

B社につきましては、【電波監理審議会決定第2号に基づき、内容の公表を控えます。】。

10ページ目でございます。日経ラジオに関する審査結果でございます。

詳細につきましては、説明を省略させていただきたいと思いますが、こちら放送事業者として、自ら運用してきたノウハウというものをもちでございます。関係規程もしっかり整備されておりますので、いずれにおきましても、問題ないものというふうに判断しているところでございます。

11ページ目でございます。B社の概要ということでお示しをさせていただきます。

【電波監理審議会決定第2号に基づき、内容の公表を控えます。】。

私からの説明は以上とさせていただきたいと思います。御審議のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

それでは、御質問、御意見ございますでしょうか。順番にお伺いしていきます。大久保会長代理、いかがでしょうか。

○大久保代理 御説明ありがとうございました。本件、適切なものと考えます。
賛同いたします。

また、ここにも書かれており、御説明もありましたとおり、放送事業を行う各社の今後の経営環境を考えると、やはりこういう形の業務委託、あるいはアウトソースというものは、さらに拡大をしていくものだと思います。

そういう意味で、先ほど御説明のあった4つの基準に沿った管理体制というのは、今後ともしっかりと進めていっていただきたいと思います。以上です。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。村上課長、何か御意見ありますか。

○村上放送技術課長 ありがとうございます。御指摘、非常に大事な点だと思っております。私どももしっかりこの基準に照らして業務が行われているかどうか、確認をしてまいりたいと思います。どうもありがとうございます。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。それでは、長田委員、いかがでしょうか。

○長田委員 御説明ありがとうございました。私もきちんと、法にのっとった申請に対して丁寧な審査をしていただいていて、適切な判断だと思っております。よろしくお願いします。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。西村委員、いかがでしょうか。

○西村委員 私も今回の審査に関しては、許可することが適当であるということに賛同いたします。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。矢嶋委員、いかがでしょうか。

○矢嶋委員 御説明ありがとうございます。私も適切な内容だと考えますので、賛同いたします。管理体制が実質的に維持できるよう、今後もよろしくお願いします。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。私も今回の件に関しては適切だ

と思いますので、賛同いたします。

それでは、その他、ほかに御意見、御質問ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、諮問第16号は、諮問のとおり許可することが適当であるという旨の答申を行いたいと思います。どうもありがとうございました。

○村上放送技術課長　ありがとうございました。失礼いたします。

○笹瀬会長　以上で情報流通行政局の議事は終了いたしますので、情報流通行政局の職員の方は御退出よろしく申し上げます。

続きまして、総合通信基盤局の議事に入りますので、総合通信基盤局の職員の方に入室するよう、御連絡よろしく申し上げます。

（情報流通行政局職員退室）

（総合通信基盤局職員入室）

諮問事項（総合通信基盤局）

（2）電波法施行規則及び無線局免許手続規則の一部を改正する省令案等（携帯電話基地局等の無線局免許手続の迅速化・効率化に係る関係規定の整備）（諮問第17号）

○笹瀬会長　それでは、議事を再開いたします。

諮問第17号、「電波法施行規則及び無線局免許手続規則の一部を改正する省令案等（携帯電話基地局等の無線局免許手続の迅速化・効率化に係る関係規定の整備）」につきまして、佐藤移動通信企画官から御説明よろしく願いいたします。

○佐藤移動通信企画官 移動通信課の佐藤でございます。おはようございます。

それでは、私のほうから、先ほど笹瀬会長からございました諮問第17号、電波法施行規則及び無線局免許手続規則の一部を改正する省令案ということで、携帯電話基地局等の無線局免許手続の迅速化、効率化に係るものということでございます。こちらについて御説明をさせていただきます。

まず、4ページ目に飛んでいただければと思います。こちらのパワポ資料に基づいて御説明をさせていただきます。

こちらが、携帯電話基地局等の基地局に関する現行制度の概要になります。個別免許と包括免許の2種類がございまして、衛星や放送等の他の無線システムと共用する周波数の基地局につきましては個別免許となり、それを開設しようとする場合、事前の審査が必要となっております。

他方、一の者が広域で専用する周波数の基地局や小規模な基地局につきましては、特例として包括免許が認められておりまして、事後届出となるなど、より簡易な手続で開設が可能となっております。

次の5ページ目になります。こちらが携帯電話周波数の割当状況になりまして、個別免許と包括免許で色分けをしております。

オレンジの色になっているのが個別免許の対象となっている周波数でございまして、サブ6やミリ波等、携帯電話周波数の中でも高い周波数帯が多いという状況でございます。

次の6ページ目になります。こちらが基地局の免許申請件数の推移になります。

包括免許制度につきましてはこれまでも見直しを行ってまいりましたが、近年、高い周波数帯の利用が進んでいることに伴いまして、免許申請件数が増加をしております。最近では年間5万件を超えている状況でございまして、そのほとんどが個別免許という状況でございます。

7 ページ目になります。こうしたことを踏まえまして、事業者から、高周波数帯の活用に向けた免許制度の見直しの要望が出されておりました、これを踏まえて、次の 8 ページ目になりますが、昨年夏に取りまとめられました総務省の有識者会議、電波政策懇談会の報告書におきまして、基地局に係る免許手続の簡素化の一環としまして、現在、個別免許の対象となっている周波数帯について、一定の条件を満たした場合に包括免許の対象を拡大する旨の方向性が盛り込まれたところでございます。

これを踏まえまして、9 ページ目以降になりますが、省令等の改正をさせていただきたいということでございまして、そちらの概要になります。

まず、2.3 GHz 帯につきましては、放送とのダイナミック周波数共用等を行っている周波数帯でございしますが、こちらにつきましては、公共業務用無線局に混信等を与えるおそれのある地域を一部除外した上で、ダイナミック周波数共用管理システムに基づく運用を行うことを条件に、新たに包括免許の対象とすることとしております。

10 ページ目になります。次に、3.4、3.5、3.7、4.0 GHz 帯につきましては、こちらは固定衛星との共用を行っている周波数帯でございします。

こちらにつきましては、宇宙無線通信を行う無線局に混信等を与えるおそれがない地域、もしくは屋内等に基地局等を設置する場合は、新たに包括免許の対象とすることとしております。

11 ページ目になります。次に、2.8 GHz 帯につきましても、こちらも固定衛星との共用を行っている周波数帯でございします。

こちらについては、屋外は引き続き個別免許の対象とした上で、屋内等に基地局等を設置する場合にのみ、新たに包括免許の対象とすることとしております。

12 ページ目になります。これまで御説明をしました包括免許対象の拡大に

つきましての規定に関する資料になります。

引き続き、個別免許の対象とする地域等について、周波数帯ごとに、総務大臣の告示により定め、これを除外することとしております。

13 ページ目になります。こちらがその他の省令等の改正事項になります。

まず、陸上移動局、いわゆる携帯電話端末の包括免許につきましては、現行、無線設備の規格ごとに免許を申請する必要があるのですが、技術の進展に伴って規格の数が増加しております。そのため、これらの規格を整理しまして、LTE や NR といった世代ごとに規格を集約することで、包括免許に係る手続の簡素化を図るというものでございます。

次に、下のほうになります。工事設計の変更に関するものになります。

空中線に供給される電力量が低下する場合には、一律、軽微な事項として、届出とするという旨の告示改正を行うものでございます。

次、14 ページ目でございます。これらの改正案につきまして、今年5月1日から6月4日まで意見募集を実施したところ、計8件の御意見が寄せられたところでございます。

寄せられた御意見の内容と総務省の考え方は、15 ページ目以降に記載をしております。

まず、1 つ目、個人の方から、3.4、3.5、3.7、4.0 GHz 帯につきまして、包括免許の対象となる地域として、長崎県、島根県を加えるべきとの御意見をいただいたところでございます。その理由については、対外秘となる情報が含まれておりますため、一部黒丸とさせていただきます。

これに対する総務省の考え方としまして、宇宙無線通信の無線局の設置場所や基地局の開設状況、無線局の免許人間の契約等を勘案して地域を定めているため、原案のとおりとするということとしております。

2 つ目でございます。個人の方から、改正の条文案について、詳細に御指摘

をいただいております。これを踏まえて、修正をすることとしております。

3つ目の御意見でございます。こちら個人の方から、3.4、3.5GHz帯について、包括免許の対象となる地域として、沖縄県の一部、3.4、3.5、3.7、4.0GHz帯について、同じく、鹿児島県の一部を加えるべきとの御意見をいただいております。その理由につきましても、こちらが対外秘となる情報が含まれておりますため、一部黒丸とさせていただきます。

これに対する総務省の考え方としまして、免許申請手続の効率性等を踏まえ、都道府県単位としており、原案のとおりとした上で、今後、周波数の共用に関する状況や関係事業者の御意見等を踏まえつつ、必要に応じて見直しを検討するということとしております。

意見4以降は、携帯事業者等からいただいた御意見になりますが、いずれも賛同の御意見になりますので、説明は省略をさせていただきます。

本件に関する説明は以上になります。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。それでは、ただいまの御説明に関しまして、質問等よろしく願いいたします。これも順番にお伺いしていきたいと思います。大久保会長代理、いかがでしょうか。

○大久保代理 御説明ありがとうございました。適切な改正だと思います。賛同いたします。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。長田委員、いかがでしょうか。

○長田委員 御説明ありがとうございました。私も賛同いたします。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。西村委員いかがでしょうか。

○西村委員 私も適切な改正であると考えております。

ぜひ、今回の資料6枚目のような、今後の免許申請数等の推移のフォローもよろしくお願い申し上げます。以上です。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。矢嶋委員いかがでしょうか。

○矢嶋委員 適切な改正と考えます。私も賛同いたします。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

私も賛同いたしますが、1件だけ確認です。今回こうやって免許の手続が簡素化できるんですけど、これに関して、大体半分ぐらいになるんでしょうか。

○佐藤移動通信企画官 一部、やはり個別免許の対象となる地域が残りますので、一定数、件数としては残りますが、我々の見込みとしては、この申請件数、現行の水準が維持されるという過程においては、半分ぐらいになるのではないかと今見込んでいるという状況でございます。

○笹瀬会長 分かりました。

あと、もう一点、これ個別に各都道府県とかで、包括が認められないところもあると思いますが、もしそれが変更になった場合は、この電監審でもう一度審議をするという理解でよろしいですか。それとも運用上、総務省の中で審議し、電監審では審議は不要になるのでしょうか。

○佐藤移動通信企画官 こちら、今回の包括免許の対象拡大につきましては、いわゆる免許人間の運用ないし契約を踏まえて地域を指定しているところがございます。この内容自体にまた変更が生じるということになれば、それを踏まえて、また、我々のほうでこの対象について検討していくことになるかというふうに認識をしております。

○笹瀬会長 分かりました。どうもありがとうございました。

その他、追加の御質問、御意見等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、この諮問第17号は、諮問のとおり改正することが適当であるという旨の答申を行います。どうもありがとうございました。

○佐藤移動通信企画官 ありがとうございました。

○笹瀬会長 それでは、次に、有効利用評価部会の議事に入りますので、出席

されない職員の方には御退室いただくよう、よろしくお願いいたします。

(総合通信基盤局職員(一部)退室)

審議事項(有効利用評価部会)

(1) 令和6年度電波の利用状況調査(各種無線システム:714MHz以下の周波数帯)に係る電波の有効利用の程度の評価結果案

○笹瀬会長 それでは、議事を再開いたします。

本日は審議会より、総務省総合通信基盤局の同席を求めておりました、湯本総合通信基盤局長、荻原電波部長、中村電波政策課長、中川重要無線室長にも御同席をいただいております。私から指名した場合や、各委員からの求めがあった場合に関しましては、総務省から補足的な説明を行っていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、まず、審議事項「令和6年度電波の利用状況調査(各種無線システム:714MHz以下の周波数帯)に係る電波の有効利用の程度の評価結果案」につきまして、西村部会長から御説明よろしくお願いいたします。

○西村委員 承知いたしました。有効利用評価部会長の西村でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、令和6年度電波の利用状況調査に係る電波の有効利用の程度の評価のうち、各種無線システム・714MHz以下の周波数帯の評価結果案を御説明いたします。

まず、3ページ目をお開きください。こちらにお示ししておりますとおり、3月から計5回の部会を開催いたしまして、案を取りまとめております。

4 ページ目をお開きください。赤点線枠で囲っておりますが、今年度は714 MHz 以下の周波数帯が対象となっております、①の重点調査対象、②の周波数区分ごと、③の総合通信局ごと、④の総括といった順で御説明をさせていただきます。

まず、1 つ目でございます。5 ページをお開きください。このページから重点調査に関する評価でございます。

御覧いただいております上段に、都道府県防災行政無線の全体図をお示しております。このうち、重点調査対象は、150 MHz 帯、260 MHz 帯、400 MHz 帯を使用するものとなっております。

重点調査の選定経緯でございますけれども、令和4年度の評価結果において、デジタル方式や、他のシステムへの移行や、代替の実態を把握する必要がある旨を記載し、それに従いまして、総務省側で調査されたものでございます。

6 ページ目をお開きください。これは免許人、無線局数の推移でございます、デジタル方式を含め、減少傾向にあるというふうに評価しております。また、おおむね7割程度がデジタル方式に移行済みとなっております。

このページの下段に、都道府県防災行政無線を保有していない都道府県における代替システムの利用状況も示しております。

それから、次の7 ページには、他のシステムへの移行状況をお示しておりますので、御確認いただければと思います。

そして、これらの結果から、本システムについては、デジタル方式以外に、携帯電話、衛星通信、デジタル簡易無線など、移行、代替先の候補となり得るシステムがあることが明らかになっております。

8 ページ目をお開きください。このページは、デジタル方式への移行の際の課題といたしまして、導入コストが大半、また、仕様や目的、機能や性能が適さないといった回答も一定割合見られたということでございます。

そして、次の 9 ページに、重点調査の評価案をお示ししております。

まず、本システムにつきましては、7 割がデジタル化済みということなどからも、電波の有効利用につきましては、一定程度図られているものと判断されます。一方で、無線局数は減少傾向にございまして、また、今回の調査の結果、携帯電話、衛星通信ほか、幾つかのシステムがアナログ方式の移行先の候補となり得ることが判明しております。

そのため、総務省におきましては、アナログ方式を利用している免許人に対して、これらの移行先候補、事例というものを紹介し、移行、代替を促進するような取組を検討の上、それを今後の周波数再編アクションプランにも反映していただきたい、また、デジタル方式の導入において課題となっているコスト、それから機能、性能などに対しましても、解決が図られるようなデジタルの通信方式も利用可能とするよう検討いただきたいと記載しております。以上が①の重点調査に関する評価案でございます。

続きまして、②の 10 ページをお開きください。周波数区分ごとの評価案となっております。黄色で囲った赤文字が評価のポイントとなっておりますので、御確認をしていただければと思います。

まず、利用状況でございますけれども、いずれの周波数区分においても免許人や無線局数は全体として減少傾向にはございまして、減少の大きな割合を占めるのはアマチュア無線でございました。

次の 11 ページをお開きください。11 ページからは、アクションプランに記載の取組などへの対応状況を示しております。

これが 15 ページにかけてございまして、それぞれアクションプランに記載されている取組に関しましては、おおむね着実に遂行されていることを確認しております。

それでは、16 ページをお開きいただきまして、周波数区分ごとの評価とし

て、全体的に無線局数は減少していますけれども、3点ございますが、一つ目は利用状況調査により移行状況等の確認など、二つ目は移行や共用、デジタル化の推進、三つ目は国際的な動向も踏まえた新たな電波利用ニーズへの対応という点を指摘させていただき、それらを確認した上で、アクションプランに記載されている取組がおおむね着実に遂行されており、電波の有効利用は一定程度図られていると評価いたしました。

さらなる電波の有効利用の促進に向け、総務省に対する提言を記載しております。主なものといたしましては、まず、(1)でございますが、そこに記載のとおり、様々な周波数帯において新たな電波利用ニーズへ迅速に対応が取れるよう、国内外の動向やニーズを注視していくことが望ましいこと。

次、17ページに移っていただきまして、(3)の1ポツ目、通信サービスなどへの移行により減少傾向にある自営無線は、状況等の調査を行い、中長期的な課題として周波数の整理、再編の検討を進めること。

2ポツ目でございますけれども、公共業務用無線局については、自営無線と通信サービスの活用のバランスが重要であることなどを記載しております。

次に、18ページ目以降でございますが、総合通信局ごとの調査結果に関する評価となっております。

1つ目と2つ目の丸は、地域的な傾向と増減の分析を記載しておりまして、3つ目の丸は、総務省への提言といたしまして、調査結果の整理については、必要な見直しや増減に関する背景要因の確認などを書いております。

引き続いて、19ページ目をお開けいただきますと、総括といたしまして、1つ目の丸に、電波の有効利用というのは、利用帯域の整理など効率的な利用と、新たな利用ニーズへの迅速かつ適切な対応の両輪によって実現するものであることを記載しております。

続いて、2つ目の丸では、利用状況や課題が調査結果としての的確に整理され

ていることや、アクションプランに記載の取組への対応状況などから、いずれの区分におきましても、電波の有効利用は一定程度図られていると評価し、今後、総務省においては、各区分の評価に示しました取組を検討、そして実施していくことが適当といたしました。

そして、3つ目の丸でございますけれども、今後、本評価結果がアクションプランに適切に反映され、さらなる電波の有効利用の促進につながることを期待というふうにしております。

最後、20ページ目をお開けください。今後の課題ということで、調査につきましては、①調査方法のさらなる工夫、②調査結果の整理方法の見直し、③無線局数などの増減傾向の背景の把握を挙げております。

評価については、新たなニーズへの対応に関し、その制度化後のフォローアップといたしまして、対象システムを幾つかピックアップした上で、制度化後の実際の免許状況を確認し、今後、評価の際に考慮することも検討と記載しております。

以上で御説明を終わりたいと思います。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○笹瀬会長 西村部会長、どうもありがとうございました。

それでは、御質問、御意見等、よろしくお願いいたします。順番にお伺いしていきます。大久保会長代理、いかがでしょうか。

○大久保代理 大変詳細な御説明、ありがとうございました。

1点だけ確認をさせていただければと思います。9ページ目の都道府県防災行政無線のところで、現状7割がデジタル化済みということですが、今後さらにアナログ方式からの移行を進めるためには、やはり別のいろいろな代替手段だとか、コスト低減などを講じないと、なかなか7割以上には進まないという理解ということでよろしいでしょうか。

以上です。

○笹瀬会長 ありがとうございます。いかがでしょうか。

○西村委員 西村でございます。大久保会長代理、御指摘ありがとうございます。

この7割につきまして、どのように評価されるかということはあるかと思いますが、おっしゃっていただきましたとおり、移行や代替、そしてコスト面に関する課題については、今回判明いたしました、他システムへの移行・代替の可能性が示された調査結果も踏まえまして、総務省側で、より適切な移行への促進の施策が執り行われていくのではないかと私は理解しております。

補足等ございましたら、事務局含め、総務省側、よろしくお願い申し上げます。

○吉田総務課長 事務局でございます。大久保会長代理、ありがとうございます。総務省の現在の考えにつきましては、今、西村部会長からお話があったとおりでございます。

現時点、7割まで来たということで、電波の有効利用は一定程度図られてきていると考えておりますが、今回の調査で明らかになりました状況なども踏まえまして、アナログ方式の移行、代替先の候補について周知を図りますとともに、デジタル方式につきましても、利用可能な方式の追加を検討するというところで、デジタル化への移行もさらに促してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。大久保会長代理、よろしいでしょうか。

○大久保代理 分かりました。ありがとうございました。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。それでは、長田委員、よろしくお願いします。

○長田委員 長田でございます。有効利用評価部会の委員の先生方、非常に丁寧に御議論いただいて、分かりやすくおまとめいただいていると思います。このとおりで、素晴らしいなと思いました。

総務省におかれましても、いろいろ御提言があったと思いますので、この調査方法につきましても、皆さんが御回答しやすいような工夫等にも頑張っているいただきたいなと思いました。

以上です。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。矢嶋委員いかがでしょうか。

○矢嶋委員 御説明ありがとうございました。コストなどもきちっと現実的に御検討いただいた評価だと考えております。

細かい点も拝読いたしましたけれども、私として、もうこれですばらしい評価だなと考えております。さらに追加する意見等ございません。今後とも引き続きよろしくお願いいたします。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

非常によくまとまっていますので、西村部会長、どうもありがとうございました。特に最後のページで、評価に関して、もしくは調査に関して、さらなる工夫をするということで、特に各総合通信局の調査に関しては、特色が出るような評価が必要ですが、あまり意味を持たないと思われるデータの母数が少ないような図表に関しては削除していただいても結構だと思いますので、少し見直していただいて、よりの確に特徴が出るような評価にしていいただければいいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

西村部会長、何か補足説明ございますでしょうか。

○西村委員 特段ございません。ありがとうございました。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。事務局からも特によろしいでしょうか。

○吉田総務課長　ありがとうございます。笹瀬会長から今御指摘をいただきました点、あと、長田委員からも調査の点につきましてコメントいただきましたので、調査の進め方等につきましては、不断に見直しをしっかりとけてまいりたいと思います。ありがとうございます。

○笹瀬会長　どうもありがとうございました。

それでは、委員の皆様方の御了解が得られたものとしまして、本評価結果につきましては、電波監理審議会として意見募集を実施することといたします。意見募集に係る報道発表を本審議会終了後に行いたいと思います。なお、意見の募集期間は6月24日から7月23日までの30日間といたします。

意見募集に係る報道発表に当たりましては、事務局に御協力よろしく願いいたします。また、意見募集後、提出された意見の取りまとめ及び意見に対する当審議会の考え方の案の作成につきましては、部会において御対応よろしく願いいたします。西村部会長、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、本審議事項につきましては終了したいと思います。どうもありがとうございました。

（２）令和６年度電波の利用状況調査（公共業務用無線局）に係る電波の有効利用の程度の評価結果案

○笹瀬会長　それでは、続きまして、審議事項の「令和６年度電波の利用状況調査（公共業務用無線局）に係る電波の有効利用の程度の評価結果案」につきまして、これも西村部会長から御説明よろしく願いいたします。

○西村委員　有効利用評価部会長の西村でございます。それでは、令和６年度電波の利用状況調査に係る電波の有効利用の程度の評価のうち、公共業務用無線局の評価結果案を御説明いたします。

まず、3 ページ目をお開きください。こちらにお示ししておりますとおり、本議案につきましては、3 月から計 4 回の部会を開催いたしまして、案を取りまとめました。

4 ページ目をお開きいただきまして、赤点線枠で囲っておりますが、対象システムはデジタル変革時代の電波政策懇談会において検討対象となった、国が運用しております 3 1 システムでございます。

これらを 2 つに分け、①として、他の用途での需要が顕在化している周波数を使用するもの、②としまして、アナログ方式を用いるものと、分けております。

それでは、5 ページ目をお開きいただきまして、最初に、①他の用途での需要が顕在化しているシステムについて、5 つのシステムの評価結果の概要となっております。評価結果といたしまして、令和 6 年度の進捗と今後の取組を記載しております。このうち主なものを御説明いたします。

まず、(1) 5 G H z 帯無線アクセスシステムにつきましては、進捗として、昨年末、4.9 G H z 帯の周波数を 5 G に割当て、また、本システムの新規開設の期限等を設定いたしまして、移行費用を携帯電話事業者が負担する終了促進措置の対象とするなど、総務省において制度的な対応の進展がございました。

今後の取組としまして、移行先となる代替システムの検討を推進、また、その状況を調査としております。

次に、(4) 3 8 G H z 帯の F W A は、本年 5 月 2 9 日に情報通信審議会から、2 6、4 0 G H z 帯の 5 G 導入に係る技術的条件の答申が出されたことによりまして、5 G と本システムの周波数共用検討が完了いたしております。

そのため、今後の取組のところには取組完了としております。

それ以外のシステムについては青字で記載しておりますが、総務省における技術検討が進展してございます。

以上より、一番上の四角の枠に記載しておりますとおり、これら5つのシステムについては、主に総務省による制度的な対応や技術検討が進展し、うち1システムについては取組が完了しました。

また、今後の取組に示した内容を着実に実施していくことが適当としてございます。

それでは、7ページから8ページにかけまして、②アナログ方式を使用するシステムについて御紹介いたします。

アナログ方式を使用する15システムの評価結果の概要となっております。

今回、昨年度の評価結果を受けまして、デジタル化や移行、代替、廃止といった取組の定量的な指標として、進捗率というものを新たに設けております。

ここで、7ページの一番下に、各システムの状況というものを4つに分類しております。表の右端でございますけれども、①から④でその内容を記載しております。

①は移行、廃止、デジタル化の進捗が進んでいるもの、②は免許人において検討、計画中であるもの、③は総務省においてデジタル方式の制度化が求められているもの、④は公共安全モバイルシステムによる代替可能性を検討中であるものとなっております。

この状況が①及び②のシステムについては、今後の取組には、方向性を検討、進捗を調査などとしております。

状況が③のシステムについては、対応するデジタル方式がないため、今年度に情報通信審議会において、技術的条件の検討を開始する予定と聞いております。このため、今後の取組には、デジタル方式の技術的条件の検討を着実に実施、利用状況を調査としております。

最後に、④のシステムにつきましては、昨年度、一部の免許人において、公共安全モバイルシステムの利活用に関する実証実験を実施したと聞いておりま

すので、今後の取組においては、総務省において、その結果を把握し、代替に向けた検討を早期に推進としております。

9 ページをお開きください。総括といたしまして、これまで御説明した内容をまとめたものを記載しておりますが、1 つ目の丸には、今回の対象 20 システムについて、1 システムについては取組が完了し、ほかの 19 システムについては、今回の調査結果を踏まえ、おおむね適切に進捗していると評価しております。

2 つ目の丸については、引き続き、本評価結果における今後の取組に示した取組など、着実に実施していくことが適当としておりまして、その下に、取組をピックアップして記載しておりますので、御確認いただければと思います。

最後となりますが、今後の検討課題といたしまして、10 枚目をお開きください。今後の調査及び評価に向けた検討課題などとして、まず、①の調査については、小さな丸のほうですけれども、3 つ記載しておりますとおり、デジタル化やほかシステムへの移行、代替における課題の把握、2 つ目ですけれども、無線機器の耐用年数の把握、デジタル化のメリットなどの説明、そして、3 つ目、設問等の工夫として課題を挙げております。

②の評価については、今回新たに加えました進捗率について、今後、進捗率が相当程度低いものや、前年度からの進展が小さいものについては詳細な調査を行いまして、今後の取組において提言するような、進捗率を活用した評価を検討したいと考えております。

以上で説明を終わります。御審議のほど、引き続きよろしくお願い申し上げます。

○笹瀬会長 西村部会長、どうもありがとうございました。

それでは、御質問、御意見、よろしくお願いいたします。これも順番にお伺いいたします。大久保代理、いかがでしょうか。

○大久保代理 大久保です。御説明、ありがとうございました。詳細な検討と評価を進めていただいたと思います。大変お疲れさまでした。引き続き、よろしく願いいたします。私からは特にございません。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。長田委員いかがでしょうか。

○長田委員 長田です。ありがとうございます。私からも特に意見等はございません。適切な御検討、ありがとうございました。以上です。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。矢嶋委員いかがでしょうか。

○矢嶋委員 御説明ありがとうございます。基本的には適切な御評価だと考えているんですけど、1点だけ質問いたします。

資料8枚目で、15GHz帯のヘリテレ画像伝送について、進捗率22.1%で、プラス0.6%にとどまっていると説明されているところがありますが、これは、想定内の進捗率というふうに見てよろしいものでしょうか。データの読み方として御説明をいただけますと幸いです。

○笹瀬会長 西村部会長いかがでしょうか。もしくは、事務局から答えていただいても結構です。

○西村委員 できましたら、事務局のほうから詳細な説明が可能かと思いますので、お願いできますでしょうか。

○柏崎幹事 事務局でございます。こちら、(11)の15GHz帯ヘリテレ画像伝送につきましては、関係省庁が複数ございまして、一部の省庁では進展しているところ、一部の省庁では検討中であつたり、停滞しているという状況がございます。そのような、1免許人だけではない状況を考えますと、少し伸び率は低いですが、想定内の状況と考えてございます。以上となります。

○笹瀬会長 ありがとうございます。矢嶋委員いかがでしょうか。

○矢嶋委員 御説明ありがとうございます。もちろん、それぞれの項目によって事情というのは異なるということは承知しておりますので、今の御説明を承

りまして、また、今後の進捗率などを見てまいりたいと思います。ありがとうございました。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

私から、特に矢嶋委員から御質問ありましたように、進捗率という数字を今回から入れたことにより、定量的な値とともに、前年度に比べてどうなのかということも分かりますので、議論がしやすくなるとともに、進捗率が低いものに関しては、より高くなるような対応策が取れるということで、非常に価値があると思います。どうぞこの数字を見ながら、また議論していきたいと思います。西村部会長 どうもありがとうございました。

ほかに質問等ございませんでしょうか。もしくは、西村委員、何か御意見ありますでしょうか。

○西村委員 ありがとうございます。私からは特段ございません。ありがとうございました。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

それでは、委員の皆様の御了解が得られたものといたしまして、本評価結果につきましては、電波監理審議会として意見募集を実施することにいたします。意見募集に係る報道発表に関しては審議会終了後に行いたいと思います。意見の募集期間は、先ほどと同様に、6月24日から7月23日までの30日間といたします。

意見募集に係る報道発表に当たりましては、事務局に御協力よろしく願いいたします。また、意見募集後、提出された意見の取りまとめ及び意見に対する当審議会の考え方の案の作成につきましては、部会において御対応よろしく願いいたします。西村部会長、どうぞよろしく願いいたします。

以上で本審議事項につきましては終了したいと思います。どうもありがとうございました。

それでは、次に、付議事項の審議の議事に入りますので、総務省の職員の方は御退出よろしく願いいたします。

(総合通信基盤局職員退室)

付議事項（事務局）

審査請求人所属アマチュア局の変更申請に対する拒否処分に係る審査請求に係る審理官の忌避の申立て（付議第1号関係）

○笹瀬会長 それでは、議事を再開いたします。

付議事項「審査請求人所属アマチュア局の変更申請に対する拒否処分に係る審査請求に係る審理官の忌避の申立て」につきまして、公正な審議を行うため、審理官に一時退席していただきまして、審議を行うこととしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

(審理官一時退室)

○笹瀬会長 それでは、本件につきましては、松田幹事より、事実関係の御説明よろしく願いいたします。

○松田幹事 事務局幹事の松田です。早速ですが審理官の忌避に関して、事実関係について御説明いたします。

本件は、昨年令和6年8月の電波監理審議会に付議されました審査請求に関連して、本年6月2日に審査請求人から、主任審理官の忌避申立てを受領いたしましたので、電波監理審議会が行う審理及び意見の聴取に関する規則――以

後、審理規則と呼ばさせていただきます――、審理規則第12条第1項に基づきまして、電波監理審議会が審査を行い決定する必要があるものです。

本件審査請求は、電波法に基づいて審査請求人が関東総合通信局に対してアマチュア局の変更申請を行ったが、関東総合通信局長から拒否処分を受けたことに不服があるとして行われているものです。

それでは、お手元の資料1ページを御覧ください。忌避申立ての概要について御説明いたします。

まず、忌避の対象とする審理官は、主任審理官のAとしております。

忌避の事由として、審査請求人は4点について意見を述べております。

1点目は、主任審理官が審理開始通知書を発送したときは、電波法第88条第2項の規定に基づき、知れている利害関係者に通知しなければならないと規定されているところですが、知れている利害関係者である関東総合通信局長に通知をせず、同局長を審理から排除しているというものです。

2点目は、行政不服審査法では、処分庁に対して弁明書の提出を求めることと規定されているにもかかわらず、処分庁である関東総合通信局長に弁明の機会を与えていないというものです。

3点目は、過去の審理において処分庁が参加していないという総務大臣の主張に対し、その総務大臣の主張に法令上の根拠がないにもかかわらず、当該主張を受け入れているというものです。

4点目は、審理において、総務大臣が審査請求の却下を主張しているが、既に審査庁である総務大臣が審査請求を審査、受理して電波監理審議会に付議しているものであるから、当該主張は論理的にあり得ないにもかかわらず、審理官はそれをとがめることをしていないというものです。

続きまして、忌避申立てに至る経緯を簡単に御説明いたします。

令和7年2月26日の第2回審理期日において、審査請求人から、審理にお

いて審査請求人に対席する者は、行政不服審査法と同様、処分庁である関東総合通信局長であり、総務大臣は利害関係者としての参加人の地位にとどまる旨の主張があり、４月２５日の第３回審理期日において、総務大臣側から、審査請求人に対席する者は総務大臣であり、総務大臣の委任を受けて総合通信局長等がした処分についても同様である。また、電波法に基づく審査請求は、一審代替機能等を有する重要な手続であり、国を代表するのは総務大臣であることが合理性のあるものである旨を主張しました。

審理官は、双方の主張立証等を踏まえて、本審査請求手続は、行政不服審査法の特別法である電波法第７章の規定に基づいて行われ、委任を受けた総合通信局長等がした現処分についても、同章の規定が準用される。さらには、同章の規定に基づく審査請求には、一審代替機能があり、また、審査請求に対する裁決に対してのみ取消しの訴えを提起することができると規定されていることなどを踏まえれば、審査請求人に対席するものとして、総務大臣が相当であると判断して審議を続行することとしました。

これに対して、審査請求人は、審理官を忌避する旨主張したため、審理規則に従い審理を停止し、審査請求人に対して書面での忌避申立ての提出を求めているところ、６月２日に忌避申立書を受領いたしました。

続きまして、忌避等に関する規定について御説明いたします。

３ページ目に、参照条文として、電波法、並びに電波監理審議会が行う審理及び意見の聴取に関する規則の抜粋を添付しておりますので御覧ください。

まず、審理に関しましては、電波法第８５条に、総務大臣は、審査請求があったときは、その審査請求を却下する場合を除き、電波監理審議会の議に付さなければならないと規定しており、同法第８８条第２項において、審理の開始に当たり、事案の要旨並びに審理の期日及び場所を公告した旨を、知れている利害関係者に通知しなければならないと規定しております。

また、審理規則第9条に、審理官の除斥規定があり、第10条として、審理官が審理の公正を妨げるような事情がある場合は忌避できるとの審理官の忌避規定があり、また、第11条に、忌避申立ての方式が、書面で提出するということについて、申立ての方式が規定されています。

さらに、忌避の申立てがあった場合の審査規定が、審理規則第12条として規定されております。第1項として、電波監理審議会は、審理官の除斥、または忌避の申立てがあったときは、直ちにこれを審査しなければならないと規定しています。それから、第3項に、電波監理審議会は、審査の結果、申立てについて正当な理由があると認めるときは、その審理官の指名を取り消し、その者にかえて、新たに審理官を指名しなければならない。さらに、第4項としまして、電波監理審議会は、申立てが審理を遅延させる目的のみで行われたと認めるとき、その他正当な理由がないと認めるときは、その申立てを却下しなければならないとなっております。

加えて、行政不服審査法における手続として、行政不服審査法第29条第2項に、処分庁に対して弁明書の提出を求める規定がございます。

以上が、関係規定になっております。

事実関係につきましては、以上でございます。笹瀬会長よろしく願いいたします。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明にありました事実関係を踏まえまして、忌避の申立てに対する審査を行いたいと思います。

当審議会といたしましては、お配りした決定案のとおり、申立てられた忌避理由は、いずれも審理規則第10条の審理の公正を妨げるような事情には該当しないため、忌避申立てには正当な理由がないと認め、審理規則第12条第14項の規定に基づいて、本申立てを却下したいと考えております。

理由等の詳細につきましては、松田幹事から御説明よろしくお願ひいたします。

○松田幹事 それでは、理由等が載っております決定案について御説明いたします。

説明資料の５ページを御覧ください。

まず、１、主文として、本件忌避申立てを却下するとしております。

２、理由として、（１）本件申立ての趣旨、（２）本件忌避申立ての理由ということで、審査請求人からなされた忌避申立ての内容を記載しており、審査請求人が申立てを行った理由４点を要約しております。

６ページの（３）当審議会の見解として、アは法律等の規定についての説明、イは審理の公正を妨げるような事情についての見解を記載しております。

忌避事由として、審理規則第１０条に規定されている、審理の公正を妨げるような事情については、決定案を読み上げさせていただきます。

通常人が判断して、審理官と審査請求事件との関係から見て、偏頗・不公平な審理がされるだろうとの懸念を当事者に起こさせるに足りる客観的な事情をいうと解するのが相当であり、単に審理官の法律上の見解やその審理指揮に対する不満など、当事者の主観的な事情にすぎないものはこれに当たらないと解されるとしております。

７ページのウにおいて、審査結果を記載しております。

主張された忌避事由が、それぞれ審理の公正を妨げるような事情、すなわち、通常人が判断して、審理官と審査請求事件との関係から見て、偏頗・不公平な審理がされるであろうとの懸念を当事者に起こさせるに足りる客観的な事情に当たるか否かについて検討しております。

以下、決定案について、一部読み上げさせていただきます。

（ア）は、（２）申立ての理由のアについて。

要するに、申立人は、本件審査請求事件において、処分庁は知れている利害関係者、電波法第 88 条第 2 項の部分に規定している部分ですけれども、利害関係者に該当するにもかかわらず、本件審理官において、処分庁を知れている利害関係者として取り扱わないことが不当であるというものであるという主張があるところ、これは、同項に関する本件審理官の法律上の見解について不満をいうにすぎないから、審理の公正を妨げるような事情、本件規則第 10 条には当たらないというべきである。

(イ) は、(2) 申立て理由のイについて。

要するに、申立人は、本件審査請求事件において、処分庁は、知れている利害関係者、法第 88 条第 2 項に該当するから、処分庁に陳述の機会を付与すべきであるにもかかわらず、その機会を与えないことが不当であるというものであるところ、これも前記 (ア) のとおり、電波法第 88 条同項に関する本件審理官の法律上の見解について不満をいうにすぎないから、審理の公正を妨げるような事情には当たらないというべきである。

(ウ) は (2) 申立ての理由のウについて。

申立人は、総務大臣の代理人らが、過去の審査請求の事案を引用して処分庁を本件審査請求事件から排除することを企図しているにもかかわらず、本件審理官は、法令に根拠のない当該主張を受けているのである。

そこで、当審議会において議事録を確認したところ、本件審理官は、令和 6 年 12 月 4 日の第 1 回審理期日において、総務大臣の代理人らに対し、同人らがあらかじめ提出していた令和 6 年 11 月 22 日付準備書面 (1) を陳述することを許したものであるところ、同準備書面 (1) には、その第 1 (1 ページ)、第 4 (6 ページ以下)、において、本件審査請求の申立てを却下することを求める旨の主張が記載されていたことが認められる。

以上のような審理期日における審理の状況に照らせば、申立人の上記の主張

は、要するに、上記の準備書面には総務大臣による法律上及び事実上の主張が記載されているものと認めて、その陳述を許した本件審理官の審理指揮について不満を述べるものにすぎないというべきであるから、これも審理の公正を妨げるような事情に当たらないというべきである。

(エ) は、(2) 申立ての理由のエについて。

申立人は総務大臣の代理人らが、本件審査請求の申立ては法第85条の規定により却下することができないにもかかわらず、却下するよう求めるという暴論を陳述し、もって、その地位を利用して、電波監理審議会及び本件審理官に対して圧力をかけているにもかかわらず、本件審理官は、これらの不当な行為を排除しないのが不当であるというものである。

そこで、当審議会において、議事録を確認したところ、本件審理官は、令和7年4月25日の第3回審理期日において、総務大臣の代理人らに対し、同人らがあらかじめ提出していた準備書面(3)を陳述することを許したものであることから、同準備書面(3)には、その3において、過去の審査請求の事案に関する主張が記載されていることが認められる。

以上のような審理期日における審理の状況に照らせば、申立人の上記の主張は、要するに、上記の準備書面には総務大臣による法律上及び事実上の主張が記載されているものと認めて、その陳述を許した本件審理官の審理指揮について不満を述べるものにすぎないというべきであるから、これも審理の公正を妨げるような事情に当たらないというべきである。

その上で、エ、結論として、当審議会は、以上により、本件忌避申立てには正当な理由がないと認め、審理規則第12条第4項の規定に基づき、主文のとおり決定するとしております。

決定案の説明は以上となります。

次の9ページと10ページは、審査請求人からの忌避申立ての写しを決定の

別紙としてつけております。

11ページ目以降は、参照用としまして、総務大臣の準備書面（１）、審査請求人の準備書面（２）、総務大臣の準備書面（３）、審査請求人の準備書面（３）を、順次、つけております。

総務大臣の準備書面（１）と準備書面（３）のグレーのマーカがついているところが、先ほどの検討結果に関連するところになります。また、審査請求人の準備書面（２）の黄色いマーカが入っているところ、総務大臣の準備書面（３）全てと審査請求人の準備書面（３）全てが、審理の体制に関する双方の主張となっております。

決定案に関する御説明は以上となります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○笹瀬会長 松田幹事、どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明に関しまして、決定案につきまして、質問等、よろしく願いいたします。順番にお伺いしていきたいと思います。大久保会長代理いかがでしょうか。

○大久保代理 大久保です。この結論に関して、全く同感であります。同意いたします。

本件、審査請求人の関東総合通信局長にこだわる合理的な理由というのは全く私も理解できません。そういうことで、今御説明いただいた内容で却下をするということで、これには全く同意をいたします。

1つだけ、今後これ却下をした後、どういうことが想定されるかということだけ、参考としてお聞かせいただければと思います。

○松田幹事 事務局の松田でございます。この審査請求人からの忌避が却下されましたら、審査請求人に対してこの決定案を送付させていただくことになり、その後次回の審理期日を決定いたしまして、粛々と次の審理を開催させていた

だくことを想定しております。今のところそのような想定であります。以上で
ございます。

○大久保代理 分かりました。

○笹瀬会長 よろしいでしょうか。それでは、長田委員、よろしくお願いいたします
します。

○長田委員 長田です。今回のこの御提示いただいた決定で適当だと思っている
んですけど、私も、局長が出てきて、総務大臣に出てこいと言うのならまだ
分かるんですけども、反対というのが、全然意味が分からないなというのが
率直な感想です。以上です。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。それでは、西村委員、よろしく
お願いします。法律の立場からよろしくお願いします。

○西村委員 西村でございます。結論といたしまして、この判断に全く異論は
ございませんし、賛同するものでございます。

何よりも、過去に同じような状況で、電波法に基づいた審査請求が申立てら
れた際においても、その処分というものが総合通信局長による処分ということ
で、先例として、その際にも総務大臣が当事者として対応されたという、そう
いった記載もございます。

そのほかにも、今回4つほど、審査請求人が出している論点がございます。

1点目が、利害関係者かどうかということ、特にこの知れている利害関係者か
どうかとかの解釈ではございますが、それに対しても、極めて民事訴訟法とい
うものに基づいた、もちろんそれに類する制度という形で解釈というものを丁
寧に展開していただいておりますので、結論として、関東総合通信局長とい
うのが、法令上の利害関係者に該当しないということで、この結論に持っていく
ということは極めて合理的かつ、法解釈としても問題ないものと思っております。

そういう意味におきまして、今回、この審査を進めていく上で、公正な点を何か阻害する、損なうというような点を見いだすことはなかなか難しい、事実関係もそうでございますが、法解釈上も難しいと考えておりますので、この判断で適切だと考えております。以上でございます。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。松田さん、何か事務局からございますか。

○松田幹事 西村先生、御説明ありがとうございます。事務局といたしましてもそのような観点で、このような決定案とさせていただいているところではあるんですけれども、一点、総合通信局長が行った処分に対して総務大臣が対席した事由としましては、具体例を今回挙げてなかったんですけれども、具体的には、平成14年に東海総合通信局長が行ったアマチュア局の指定事項変更申請に対する拒否処分に係る審査請求というものが前例としてございます。この点だけ補足させていただければと思います。西村先生、ありがとうございます。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。それでは、矢嶋委員、よろしくをお願いします。やはり法律の立場からよろしくお願いします。

○矢嶋委員 御説明ありがとうございます。私も、知っている利害関係者と、それから審理の公正を妨げるような事情という法令解釈につきまして、いずれも適切な見解だと考えますので、決定案に対して異存ございません。

申立人の主張というのは、独自の見解に基づくもので、やはり採用はし難いと考えます。以上です。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。松田さん、事務局から何かございますか。

○松田幹事 矢嶋先生、ありがとうございます。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

私もこの方針でいいと思います。特に、電波法と行政不服審査法は多少違うので、そういう意味では電波法に従って、きちっとやっているということで、申立人の言っていることは、基本的には公正の妨げにはなりませんので、これでいいと思います。よろしくお願いします。

あと、もう一点確認ですけど、この後は、もう一度審査に戻って粛々と審議するということがよろしいですね。

○松田幹事 粛々と審理期日を確定して、次の審理を行いたいと考えております。

○笹瀬会長 また、そのときの審理結果につきましては、また後で、また報告なり、こちらのほうで検討する必要があるということによろしいですよ。

○松田幹事 そのとおりでございます。最終的には電波監理審議会のほうに御報告させていただく流れとなっております。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

ほかに何か御意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

では、どうもありがとうございました。

それでは、本件に関しましては、提示された案のとおり、却下することといたしたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、そのように決することにいたします。本件につきましては、所定の手続を経て、事務局から審査請求人に関して送付していただきます。よろしくお願いします。事務局、よろしいでしょうか。

○松田幹事 そのようにさせていただきます。ありがとうございます。

○笹瀬会長 それでは、審理官に、もう一度入室するようによろしく願いいたします。

(審理官入室)

閉 会

○笹瀬会長 それでは、本日はこれにて終了いたします。

答申書につきましては、所定の手続を経て、事務局から総務大臣宛てに御提出ください。

次回の定例会の開催は、令和7年7月17日、木曜日の10時からウェブによる開催を予定しております。

事務局から何かございますでしょうか。

○松田幹事 事務局からは、特段の周知事項はございません。次回の7月17日の電監審についてもよろしくお願いいたします。

○笹瀬会長 よろしく申し上げます。

それから、次々回に関しましては、今年は夏もありまして、8月20日ということで、これは15時から、総務省での実開催となりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本日の審議会をこれにて閉会といたします。どうもありがとうございました。